



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価（送料共）1 か月 2,200 円

目 次（*については県法規集掲載事項）

○ 規則

- *6 建築士法施行細則の一部を改正する規則
(都市政策課)

○ 告示

- 236 電子計算処理用の入力データの作成業務委託に係る
一般競争入札に参加する者に必要な資格等
(情報システム課)
- 237 平成17年度製菓衛生師試験の実施 (生活衛生課)
- 238 特定非営利活動法人の設立認証の申請
(NPO協働推進課)
- 239 生活保護法による指定医療機関の廃止
(福祉保健総務課)
- 240 生活保護法による医療機関の指定(")
- 241 介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定
(長寿社会推進課)
- 242 介護保険法による指定居宅介護支援事業者の指定
(")
- 243 平成17年度随時技能検定の実施 (雇用推進課)
- 244 土地改良事業施行協議の同意 (農村計画課)
- 245 肥料の有効期間の更新 (果樹園芸課)
- 246 保安林予定森林 (森林整備課)
- 247 " (")
- 248 平成17年二級建築士及び木造建築士試験の実施
(都市政策課)
- 249 土地区画整理事業の事業計画の変更認可
(住宅環境課)
- 250 " (")

○ 公告

- 入札公告 (情報システム課)
- " (公共建築課)
- " (")
- " (")

○ 正誤

- 平成17年2月1日付け和歌山県報第1628号和歌山県告示第
106号中
- 平成17年2月1日付け和歌山県報第1628号和歌山県告示第
107号中

規 則

和歌山県規則第 6 号

建築士法施行細則の一部を改正する規則を次のように定
める。

平成 17 年 3 月 4 日

和歌山県知事 木 村 良 樹

建築士法施行細則の一部を改正する規則

建築士法施行細則（昭和 26 年和歌山県規則第 4 号）の一
部を次のように改正する。

第 12 条第 2 項中「第 14 条に規定する」を「第 14 条第 1
項の規定による受験の申込みにあつては同項の」に改め、
「添付して」の次に「、同条第 2 項の規定による受験の申込
みにあつては同条第 1 項の規定の試験機関の定めるところ
により」を加える。

第 14 条第 2 項中「受験申込書に、前項に掲げる書類（同
項第 2 号に掲げる書類にあつては、指定試験機関の定める様
式による書類）を添え、」を「当該」に、「これを指定試験機
関に提出しなければならない」を「受験の申込みを行うもの
とする」に改める。

第 17 条第 2 項第 1 号中「登記簿謄本」を「登記事項証明
書」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 17 条の
改正規定は、平成 17 年 3 月 7 日から施行する。

告 示

和歌山県告示第 236 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「自治法
令」という。）第 167 条の 5 第 1 項の規定に基づき、電子計
算処理用の入力データの作成業務委託に係る一般競争入札
に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法等
を次のように定める。

平成 17 年 3 月 4 日

和歌山県知事 木 村 良 樹

1 業務内容

電子計算処理用の入力データの作成業務委託

2 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、

次のとおりとする。

- ア 競争入札参加資格審査申請書
- イ 事業経歴書
- ウ 法人にあっては、当該法人の登記簿謄本
- エ 印鑑証明書
- オ 財務諸表（個人にあっては、青色又は白色申告書の写し）
- カ 使用印鑑届
- キ 納税証明書
- ク 誓約書
- ケ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）
- コ 和歌山県が示す仕様書に対する提案書

(2) (1) のイからクまでに掲げる申請書類については、資格審査申請時点で既に和歌山県が行う指名競争入札等参加資格申請の審査を経て、現に有効な指名競争入札等登録参加通知書を交付されている者にあっては、当該通知書の写しを提出することにより、当該書類に代えることができる。

(3) (1) のア、イ、カ、ク及びケに掲げる申請書類の用紙については、県で定めるものとし、和歌山県が示す仕様書及びこれらの用紙は、平成 17 年 3 月 4 日（金）から平成 17 年 3 月 10 日（木）までの土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く毎日午前 10 時から午後 4 時までの間に、5 に掲げる場所で配布を行う。

(4) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、3 に掲げる資格審査説明会において質問を行うものとし、その後は、平成 17 年 3 月 10 日（木）までの間に和歌山県企画部 I T 推進局情報システム課に対して書面等（ファックスを含む。）により行うものとする。

3 資格審査説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市雑賀屋町 1 番地

和歌山県企画部 I T 推進局情報システム課会議室

(2) 日時

平成 17 年 3 月 8 日（火）午前 10 時から

4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

平成 17 年 3 月 4 日（金）から平成 17 年 3 月 10 日（木）までの土曜日、日曜日及び休日を除く毎日午前 10 時から午後 4 時までの間に 5 で掲げる場所で受け付ける。

5 資格審査申請書類の配布の場所

和歌山県企画部 I T 推進局情報システム課

和歌山市雑賀屋町 1 番地

郵便番号 640-8249

電話番号 073-432-5655

（FAX 073-428-1136）

6 申請書類に使用する言語

申請書類に使用する言語は、日本語とする。

7 一般競争入札参加者の資格

この一般競争入札に参加することができる者は、平成 17 年 3 月 4 日（金）現在において、次の要件を満たしている者であって、2 の（1）のロに掲げる提案書について、和歌山県の示す仕様を満足するものを提出したものとする。

(1) 自治法令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。

(2) 自治法令第 167 条の 4 第 2 項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

(3) 和歌山県が行う指名競争入札に関する指名を停止されていない者であること。

8 資格審査の結果通知

資格審査申請者には、競争入札参加資格結果通知書により平成 17 年 3 月 22 日（火）までに通知する。

9 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、本県に対してその理由について説明を求めることができる。

(2) (1) の説明は、平成 17 年 3 月 24 日（木）までに書面により求めるものとする。

(3) (2) の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。

(4) 説明に対する回答については、平成 17 年 3 月 29 日（火）までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

(5) (2) の書面の提出先は、5 に掲げる場所とする。

和歌山県告示第 237 号

製菓衛生師法（昭和 41 年法律第 115 号）第 4 条の規定により、平成 17 年度製菓衛生師試験を次のとおり実施する。

平成 17 年 3 月 4 日

和歌山県知事 木 村 良 樹

1 試験日時

平成 17 年 6 月 6 日（月）午後 2 時から午後 4 時 20 分まで

2 試験場所

和歌山市北出島 1 丁目 5 番 47 号

和歌山県勤労福祉会館（プラザホープ）

3 試験科目

衛生法規、公衆衛生学、食品学、食品衛生学、栄養学、

製菓理論及び製菓実技の筆記試験

4 受験願書の受付期間及び提出先

(1) 受付期間

平成 17 年 4 月 18 日(月)から平成 17 年 4 月 22 日(金)
までの午前 9 時から午後 5 時まで

(2) 提出先

和歌山市居住者又は県外居住者にあつては、和歌山県
環境生活部食の安全局生活衛生課(和歌山市小松原通一
丁目 1 番地)に、その他の地域の居住者にあつては、住
所地を管轄する県立保健所(支所を含む。)に提出するこ
と。

なお、郵送による場合は、4 月 22 日(金)までの消印
のあるものに限り受け付ける。

5 製菓衛生師試験手数料

9,400 円(和歌山県証紙を受験願書にはり付けること。)

6 受験願書及び菓子製造業従事証明書の用紙の配布

和歌山県環境生活部食の安全局生活衛生課又は各県立保
健所(支所を含む。)で配布する。

7 合格発表

(1) 発表期間

平成 17 年 6 月 20 日(月)から平成 17 年 7 月 4 日(月)
までの午前 9 時から午後 5 時 30 分まで(土曜日及び日曜
日を除く。)

(2) 発表場所

和歌山県庁東別館掲示板及び各県立保健所(支所を含
む。)掲示板

(3) その他

和歌山県ホームページ(<http://www.pref.wakayama.lg.jp/>)においても発表する。

8 得点の開示

個人の科目別得点及び総合得点を次のとおり本人に限り
開示する。

(1) 期間

平成 17 年 6 月 20 日(月)から平成 17 年 7 月 20 日(水)
までの午前 9 時から午前 5 時まで(土曜日、日曜日及び
祝日を除く。)

(2) 場所

和歌山県環境生活部食の安全局生活衛生課及び各県立
保健所(支所)

(3) 持参物

運転免許証等本人であることを確認できる書類並びに
受験票又は合格した者は合格証書

9 その他

受験手続等について不明の点は、和歌山県環境生活部食

の安全局生活衛生課(電話 073-441-2624)又は最寄りの
県立保健所(支所を含む。)に問い合わせること。

和歌山県告示第 238 号

特定非営利活動促進法(平成 10 年法律第 7 号)第 10 条第
1 項の規定による設立認証の申請があつたので、同条第 2 項
の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部共生推進局 N P O
協働推進課及び和歌山県 N P O サポートセンターに備え置
いて、平成 17 年 4 月 10 日まで縦覧に供する。

平成 17 年 3 月 4 日

和歌山県知事 木 村 良 樹

1 申請年月日

平成 17 年 2 月 10 日

2 名称

特定非営利活動法人スサノヲ

3 代表者の氏名

久貝健

4 主たる事務所の所在地

和歌山県御坊市御坊 129 番地

5 定款に記載された目的

この法人は、地域に根付いた歴史・伝統文化の情報提供
や保存・活用に関する事業を行い、文化の振興や町づくり
の推進に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第 239 号

生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 49 条の規定に
より指定した医療機関から廃止の届出があつたので、同法
第 55 条の 2 の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成 17 年 3 月 4 日

和歌山県知事 木 村 良 樹

指 定 番 号	名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
橋病 2-39	国保橋本市民病 院	橋本市東家 1 丁目 3 番 8 号	平成 16.11.24
有薬 10-63	小野田薬局	有田郡湯浅町湯浅 968	平成 17.1.31

和歌山県告示第 240 号

生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 49 条の規定に
より医療機関を指定したので、同法第 55 条の 2 の規定に基
づき、次のとおり告示する。

平成 17 年 3 月 4 日

和歌山県知事 木 村 良 樹

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
橋病 8-16	橋本市民病院	橋本市小峰台二丁 目 8 番地の 1	平成 16.11.25
有薬 29-16	小野田薬局	有田郡湯浅町湯浅 968	平成 17.2.1

和歌山県告示第 241 号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号の規定に基づき公示する。

平成 17 年 3 月 4 日

和歌山県知事 木 村 良 樹

指定事業者 番 号	氏 名 （法人の場合 にあっては、 申請者の名称）	住 所 （法人の場合に あっては、主 たる事務所の 所 在 地）	法人の場合 にあっては、 代 表 者 の 氏 名	事 業 所 の 名 称	事 業 所 の 所 在 地	サービスの 種 類	指 定 年 月 日
3070104421	医療法人あさか クリニック	和歌山市新庄字大 道端 466-1	木下迪雄	デイサービ スあさか	和歌山市新庄字 大道端 465	通所介護	平成 17.3.3

和歌山県告示第 242 号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条第1号の規定に基づき公示する。

平成 17 年 3 月 4 日

和歌山県知事 木 村 良 樹

指 定 事 業 者 番 号	申 請 者 の 名 称	主たる事務所の 所 在 地	代表者の 氏 名	事 業 所 の 名 称	事 業 所 の 所 在 地	サービスの 種 類	指 定 年 月 日
3072300290	有限会社王子	新宮市熊野地2丁目 12-8	土屋敏朗	王子介護	新宮市熊野地2丁目 12-8	居 宅 介 護 支 援	平成 17.3.1
3070104439	医療法人あさかク リニック	和歌山市新庄字大 道端 466-1	木下迪雄	居宅介護支援事業 所あさか	和歌山市新庄字大道 端 465	居 宅 介 護 支 援	平成 17.3.3

和歌山県告示第 243 号

職業能力開発促進法施行規則（昭和 44 年労働省令第 24 号）第 66 条第 3 項の規定に基づき、平成 17 年度随時技能検定の実施に係る事項について次のとおり公示する。

平成 17 年 3 月 4 日

和歌山県知事 木 村 良 樹

1 実施する等級別検定職種

(1) 3 級

さく井（パーカッション式さく井工事作業、ロータリー式さく井工事作業）、铸造（铸铁铸件铸造作業、銅合金铸件铸造作業、軽合金铸件铸造作業）、鍛造（ハンマ型鍛造作業、プレス型鍛造作業）、機械加工（普通旋盤作業、フライス盤作業）、金属プレス加工（金属プレス作業）、鉄工（構造物鉄工作業）、建築板金（ダクト板金作業）、工場板金（機械板金作業）、めっき（電気めっき作業、溶融亜鉛めっき作業）、アルミニウム陽極酸化処理（陽極酸化処理作業）、仕上げ（治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業、機械組立仕上げ作業）、機械検査（機械検査作業）、ダイカスト（ホットチャンバダイカスト作業、コールドチャンバダイカスト作業）、機械保全（機械系保全作業）、

電子機器組立て（電子機器組立て作業）、電気機器組立て（回転電機組立て作業、変圧器組立て作業、配電盤・制御盤組立て作業、開閉制御器具組立て作業、回転電機巻線製作作業）、プリント配線板製造（プリント配線板設計作業、プリント配線板製造作業）、冷凍空調和機器施工（冷凍空調和機器施工作業）、染色（糸浸染作業、織物・ニット浸染作業）、ニット製品製造（丸編みニット製造作業、靴下製造作業）、婦人子供服製造（婦人子供既製服製造作業）、紳士服製造（紳士既製服製造作業）、寝具製作（寝具製作作業）、帆布製品製造（帆布製品製造作業）、布はく縫製（ワイシャツ製造作業）、家具製作（家具手加工作業）、建具製作（木製建具手加工作業）、印刷（オフセット印刷作業）、製本（書籍製本作業、雑誌製本作業、商業印刷物製本作業）、プラスチック成形（圧縮成形作業、射出成形作業、インフレーション成形作業）、強化プラスチック成形（手積み積層成形作業）、石材施工（石材加工作業、石張り作業）、ハム・ソーセージ・ベーコン製造（ハム・ソーセージ・ベーコン製造作業）、水産練り製品製造（かまぼこ製品製造作業）、建築大工（大工工事作業）、かわらぶき（かわらぶき作業）、とび（とび作業）、左官

（左官作業）、タイル張り（タイル張り作業）、配管（建築配管作業、プラント配管作業）、型枠施工（型枠工事作業）、鉄筋施工（鉄筋組立て作業）、コンクリート圧送施工（コンクリート圧送工事作業）、防水施工（シーリング防水工事作業）、内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事作業、カーペット系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業、カーテン工事作業）、熱絶縁施工（保温保冷工事作業）、サッシ施工（ビル用サッシ施工作業）、ウエルポイント施工（ウエルポイント工事作業）、表装（壁装作業）、塗装（建築塗装作業、金属塗装作業、鋼橋塗装作業、噴霧塗装作業）、工業包装（工業包装作業）

（2）基礎 1 級及び基礎 2 級

さく井（パーカッション式さく井工事作業、ロータリー式さく井工事作業）、鋳造（鋳鉄鋳物鋳造作業、銅合金鋳物鋳造作業、軽合金鋳物鋳造作業）、鍛造（ハンマ型鍛造作業、プレス型鍛造作業）、機械加工（普通旋盤作業、フライス盤作業）、金属プレス加工（金属プレス作業）、鉄工（構造物鉄工作業）、建築板金（ダクト板金作業）、工場板金（機械板金作業）、めっき（電気めっき作業、溶融亜鉛めっき作業）、アルミニウム陽極酸化処理（陽極酸化処理作業）、仕上げ（治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業、機械組立仕上げ作業）、機械検査（機械検査作業）、ダイカスト（ホットチャンバダイカスト作業、コールドチャンバダイカスト作業）、機械保全（機械系保全作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、電気機器組立て（回転電機組立て作業、変圧器組立て作業、配電盤・制御盤組立て作業、開閉制御器具組立て作業、回転電機巻線製作作業）、プリント配線板製造（プリント配線板設計作業、プリント配線板製造作業）、冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）、染色（糸浸染作業、織物・ニット浸染作業）、ニット製品製造（丸編みニット製造作業、靴下製造作業）、婦人子供服製造（婦人子供既製服製造作業）、紳士服製造（紳士既製服製造作業）、寝具製作（寝具製作作業）、帆布製品製造（帆布製品製造作業）、布はく縫製（ワイシャツ製造作業）、家具製作（家具手加工作業）、建具製作（木製建具手加工作業）、印刷（オフセット印刷作業）、製本（書籍製本作業、雑誌製本作業、商業印刷物製本作業）、プラスチック成形（圧縮成形作業、射出成形作業、インフレーション成形作業）、強化プラスチック成形（手積み積層成形作業）、石材施工（石材加工作業、石張り作業）、ハム・ソーセージ・ベーコン製造（ハム・ソーセージ・ベーコン製造作業）、水産練り製品製造（かまぼこ製品製造作業）、建築大工（大工工事作業）、

かわらぶき（かわらぶき作業）、とび（とび作業）、左官（左官作業）、タイル張り（タイル張り作業）、配管（建築配管作業、プラント配管作業）、型枠施工（型枠工事作業）、鉄筋施工（鉄筋組立て作業）、コンクリート圧送施工（コンクリート圧送工事作業）、防水施工（シーリング防水工事作業）、内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事作業、カーペット系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業、カーテン工事作業）、熱絶縁施工（保温保冷工事作業）、サッシ施工（ビル用サッシ施工作業）、ウエルポイント施工（ウエルポイント工事作業）、表装（壁装作業）、塗装（建築塗装作業、金属塗装作業、鋼橋塗装作業、噴霧塗装作業）、工業包装（工業包装作業）

注 第 1 項第 1 号に掲げる 3 級の職種に係る試験については、当該職種に係る基礎 1 級又は基礎 2 級に合格した者に限り受けることができるものとする。

2 技能検定試験の方法

実技試験及び学科試験

3 技能検定試験の手数料、実施期日、実施場所等

（1）実技試験

ア 手数料

3 級、基礎 1 級及び基礎 2 級

検 定 職 種	手数料 (円:1 件)
機械検査、婦人子供服製造	13,000
さく井、鋳造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、ダイカスト、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線盤製造、冷凍空気調和機器施工、染色、ニット製品製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウエルポイント施工、表装、塗装、工業包装	15,700

イ 実施期日

実技試験は、平成 17 年 4 月 1 日（金）から平成 18 年 3 月 31 日（金）までの間において、別途和歌山県職業能力開発協会（以下「協会」という。）が指定する日に行う。

ウ 実施場所

実技試験は、別途協会が指定する場所で行う。

エ 問題の公表

実技試験の問題は、あらかじめ受検申請者に公表する。ただし、一部の検定職種については、問題の全部又は一部を公表しない。

(2) 学科試験

ア 手数料 1 件につき 3,100 円

イ 実施期日

学科試験は、平成 17 年 4 月 1 日（金）から平成 18 年 3 月 31 日（金）までの間において、別途協会が指定する日に行う。

ウ 実施場所

学科試験は、別途協会が指定する場所で行う。

4 受検申請の手続

(1) 提出書類

技能検定受検申請書

(2) 提出先

和歌山県職業能力開発協会

和歌山市砂山南三丁目 3 番 38 号

和歌山技能センター内

電話 073-425-4555

(3) 受付期間

原則として、技能検定試験の実施期日の 30 日前まで。

(4) 受検申請に関する注意

ア 技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）の用紙及び受検案内は、協会に配付する。

なお、申請書の用紙の郵送を求める場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱記し、返信用封筒（あて先を記入し、郵便料金相当額の郵便切手をはったもの）を同封すること。

イ 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱記すること。

なお、郵送による申請書は、受付期間内の消印のあるものに限り受け付ける。

5 手数料の納付方法

実技試験の手数料（第 3 項第 1 号アに定める額）及び学

科試験の手数料（3,100 円）を申請書に添えて納付するものとする。

なお、受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも手数料の返還はしない。

6 合格の通知等

(1) 実技試験又は学科試験の合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、協会から書面で通知する。

(2) 技能検定合格証書の交付

3 級、基礎 1 級及び基礎 2 級の技能検定合格者には知事合格証書が交付される。

7 その他

3 級、基礎 1 級及び基礎 2 級の技能検定は、外国人の技能実習制度に係る研修成果の評価及び習得技能等の認定に活用するものである。

なお、技能検定について不明な点は、和歌山県商工労働部労働政策局雇用推進課又は和歌山県職業能力開発協会に問い合わせること。

和歌山県告示第 244 号

平成 16 年 11 月 29 日付けで協議のあった川辺町営土地改良事業（町単独事業橋谷地区）の施行については、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 96 条の 2 第 5 項において準用する同法第 10 条第 1 項の規定により同意したので、同法第 96 条の 2 第 7 項の規定により、この旨を公告する。

平成 17 年 3 月 4 日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第 245 号

肥料取締法（昭和 25 年法律第 127 号）第 12 条第 2 項の規定により、次の肥料の登録有効期間を更新したので、同法第 16 条第 1 項の規定により公告する。

平成 17 年 3 月 4 日

和歌山県知事 木村良樹

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	有効期限
和歌山県第 572 号	混合有機質肥料	101 獣動物混合肥料	窒素全量 10.0 りん酸全量 1.0	公定規格のとおり	谷口商工株式会社 和歌山県那賀郡貴志川町大字岸宮 807 番地	平成 20.3.24
和歌山県第 573 号	混合有機質肥料	91 獣動物混合肥料	窒素全量 9.0 りん酸全量 1.0	公定規格のとおり	谷口商工株式会社 和歌山県那賀郡貴志川町大字岸宮 807 番地	平成 20.3.24
和歌山県第 574 号	混合有機質肥料	82 獣動物混合肥料	窒素全量 8.0 りん酸全量 2.0	公定規格のとおり	谷口商工株式会社 和歌山県那賀郡貴志川町大字岸宮 807 番地	平成 20.3.24

和歌山県 第 575 号	混合有機質 肥料	86 獣動物混合 肥料	窒素全量 8.0 りん酸全量 6.0	公定規格のとおり	谷口商工株式会社 和歌山県那賀郡貴志川町大字岸宮 807 番 地	平成 20.3.24
和歌山県 第 576 号	混合有機質 肥料	84 獣動物混合 肥料	窒素全量 8.0 りん酸全量 4.0	公定規格のとおり	谷口商工株式会社 和歌山県那賀郡貴志川町大字岸宮 807 番 地	平成 20.3.24
和歌山県 第 577 号	混合有機質 肥料	77 獣動物混合 肥料	窒素全量 7.0 りん酸全量 7.0	公定規格のとおり	谷口商工株式会社 和歌山県那賀郡貴志川町大字岸宮 807 番 地	平成 20.3.24
和歌山県 第 578 号	混合有機質 肥料	74 獣動物混合 肥料	窒素全量 7.0 りん酸全量 4.0	公定規格のとおり	谷口商工株式会社 和歌山県那賀郡貴志川町大字岸宮 807 番 地	平成 20.3.24

和歌山県告示第 246 号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 30 条の 2 第 1 項の規定により告示する。

平成 17 年 3 月 4 日

和歌山県知事 木 村 良 樹

1 保安林予定森林の所在場所 東牟婁郡那智勝浦町大字小阪字大戸 1889 の 1、1890 の 3、1891 の 1、1891 の 6、大字口色川字鳴瀧 3634、3635 の 1、3635 の 5、3635 の 8、3636 の 3、3636 の 6、3637 の 1、3641 の 2、3642 の 1、3644、3645、3645 の 1、3647 の 1、3647 の 4、3648 の 3、3649、3650 の 1、3651 の 1、3651 の 6、3654 の 1、3654 の 3、3655 から 3658 まで、3658 の 1

2 指定の目的 水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県庁及び東牟婁振興局並びに那智勝浦町役場に備え置いて縦覧に供する。)

926、927（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的 水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び西牟婁振興局並びに串本町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第 248 号

建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 13 条の規定により、平成 17 年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施する。

なお、当該試験の実施に関する事務は、同法第 15 条の 17 第 1 項の規定により、和歌山県指定試験機関である財団法人建築技術教育普及センターに行わせる。

平成 17 年 3 月 4 日

和歌山県知事 木 村 良 樹

1 試験期日及び時間

(1) 学科の試験

ア 二級建築士

平成 17 年 7 月 3 日（日）午前 10 時 00 分から午後 5 時 10 分まで

イ 木造建築士

平成 17 年 7 月 24 日（日）午前 10 時 00 分から午後 5 時 10 分まで

(2) 「設計製図の試験」

ア 二級建築士

平成 17 年 9 月 25 日（日）午前 11 時 30 分から午後

和歌山県告示第 247 号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 30 条の 2 第 1 項の規定により告示する。

平成 17 年 3 月 4 日

和歌山県知事 木 村 良 樹

1 保安林予定森林の所在場所 西牟婁郡串本町里川字葛葉谷口 61、62、63 の 1・64 から 69 まで（以上 7 筆について次の図に示す部分に限る。）、字大山川筋 920、921 から 924 まで（以上 4 筆について次の図に示す部分に限る。）、925、

4 時 00 分まで

イ 木造建築士

平成 17 年 10 月 9 日（日）午前 11 時 30 分から午後

4 時 00 分まで

2 試験場

(1) 学科の試験

和歌山県立和歌山工業高等学校 和歌山市西浜 3-6

-1

(2) 設計製図の試験

和歌山県立和歌山工業高等学校 和歌山市西浜 3-6

-1

3 受験申込手続

(1) インターネットによる受験申込み

インターネットによる受験申込みについては、平成 16 年二級建築士試験又は木造建築士試験の受験申込みをした者のうち、試験の申込みに必要な個人情報の使用についてあらかじめ承諾をしている者に限り行うことができる。

ア 受験申込期間及び時間

(ア) 期間 平成 17 年 4 月 1 日（金）から平成 17 年 4 月 8 日（金）まで

(イ) 時間 午前 10 時から午後 4 時まで

イ 受験申込方法

財団法人建築技術教育普及センターのホームページ（<http://www.jaeic.jp/>）において、必要な事項を入力し申し込むこと。

(2) 受付場所における受験申込み

ア 受験申込書の受付場所及び受付期間

(ア) 社団法人和歌山県建築士会

(a) 受付場所 和歌山市卜半町 38 和歌山県建築士会館内

(b) 受付期間 平成 17 年 4 月 11 日（月）から平成 17 年 4 月 15 日（金）までの午前 10 時から午後 4 時まで

(イ) 社団法人和歌山県建築士会田辺支部

(a) 受付場所 田辺市朝日ヶ丘 15-14 田辺建築センター内

(b) 受付期間 平成 17 年 4 月 11 日（月）及び平成 17 年 4 月 12 日（火）の午前 10 時から午後 4 時まで

(ウ) 社団法人和歌山県建築士会新宮支部

(a) 受付場所 新宮市馬町 1-1-4 烏藤一級建築設計事務所内

(b) 受付期間 平成 17 年 4 月 11 日（月）及び

平成 17 年 4 月 12 日（火）の午前

10 時から午後 4 時まで

イ 学科の試験の免除者の申請

学科の試験の免除の申請は、平成 15 年又は平成 16 年の試験の学科の試験（住所地の変更等の事由による場合は、他の都道府県知事が行ったものを含む。）の合格通知書を添付することにより行う。

ウ 受験申込方法

受験の申込みは、原則として上記アの受付場所に申込者本人が受験申込書を直接提出することにより行う。ただし、離島等で直接申込みができない等やむを得ない事情がある場合で、勤務先の証明書又は住民票が添付されているものに限り、郵送を認める。郵送の場合は、受付期間の最終日までの消印のあるもので、宛先を明記し所要の郵便切手を貼った受験票返送用封筒を同封し、必ず書留速達とする。

4 合格者の発表及び可否等の通知

平成 17 年 12 月 8 日（木）（予定）。合格者に合格した旨を、不合格者に不合格の旨及び成績を通知する。

なお、学科の試験については、平成 17 年 9 月 6 日（火）（予定）。

5 可否判定基準の公表

合格者の発表の際に、知事の決定した可否判定基準を財団法人建築技術教育普及センター支部等に掲示する。

6 その他

(1) 設計製図の試験の課題は、平成 17 年 6 月 22 日（水）

ごろから財団法人建築技術教育普及センター支部及び都道府県建築士会の事務所に掲示するとともに、学科の試験の試験場においても掲示する。

(2) 受験に際し、身体に障害があるため特に何らかの措置を希望する者は、あらかじめ受験申込時にその旨を申し出ること。

和歌山県告示第 249 号

土地地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 10 条第 1 項の規定により申請のあった南海橋本林間田園都市第三-4 地区土地地区画整理事業に係る事業計画の変更については、認可したので、同条第 3 項において準用する同法第 9 条第 3 項の規定により次のとおり告示する。

平成 17 年 3 月 4 日

和歌山県知事 木 村 良 樹

1 施行者の名称 南海電気鉄道株式会社

2 事務所の所在地 大阪市中央区難波 5 丁目 1 番 60 号

3 設立認可の年月日 平成 12 年 12 月 8 日

- 4 事業施行期間 平成 12 年 12 月 8 日から平成 22 年 3 月 31 日
- 5 施行地区 橋本市隅田町垂井の一部及び同市同町山内の一部
- 6 変更認可の年月日 平成 17 年 3 月 4 日

和歌山県告示第 250 号

土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 10 条第 1 項の規定により申請のあった南海橋本林間田園都市第三-5 地区土地区画整理事業に係る事業計画の変更については、認可したので、同条第 3 項において準用する同法第 9 条第 3 項の規定により次のとおり告示する。

平成 17 年 3 月 4 日

和歌山県知事 木 村 良 樹

- 1 施行者の名称 南海電気鉄道株式会社
- 2 事務所の所在地 大阪市中央区難波 5 丁目 1 番 60 号
- 3 設立認可の年月日 平成 12 年 12 月 8 日
- 4 事業施行期間 平成 12 年 12 月 8 日から平成 23 年 3 月 31 日
- 5 施行地区 橋本市隅田町垂井の一部
- 6 変更認可の年月日 平成 17 年 3 月 4 日

公 告

入 札 公 告

電子計算処理用の入力データの作成業務委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「自治法令」という。）第 167 条の 6 の規定に基づき公告する。

平成 17 年 3 月 4 日

和歌山県知事 木 村 良 樹

- 1 一般競争入札に付する事項
- (1) 事業年度及び事業番号
平成 17 年度コ運第 1 号
- (2) 業務内容
電子計算処理用の入力データの作成業務
- (3) 業務委託の内容
入札説明書による。
- (4) 業務履行の場所
和歌山市雑賀屋町 1 番地
和歌山県企画部 I T 推進局情報システム課
- (5) 履行期間
平成 17 年 4 月 1 日から平成 18 年 3 月 31 日まで
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

平成 17 年和歌山県告示第 236 号に規定する電子計算用の入力データの作成業務委託の一般競争入札参加資格を有すること。

3 契約条項を示す場所及び日時

(1) 場所

和歌山市雑賀屋町 1 番地

和歌山県企画部 I T 推進局情報システム課

(2) 日時

平成 17 年 3 月 4 日（金）から平成 17 年 3 月 10 日（木）までの土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く毎日午前 10 時から午後 4 時まで。

4 入札説明書を交付する場所及び日時等

(1) 入札説明書を交付する場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 場所

3 の (1) に同じ。

イ 日時

3 の (2) に同じ。

(2) (1) の規定により交付する入札説明書に対して質問のある者は、5 に掲げる事業説明会において質問を行うものとし、その後は、平成 17 年 3 月 10 日（木）までの間に和歌山県企画部 I T 推進局情報システム課に対して書面等（ファックスを含む。）により行うものとする。

5 事業説明会の場所及び日時

(1) 場所

3 の (1) に同じ。

(2) 日時

平成 17 年 3 月 8 日（火）午前 10 時から

6 一般競争入札執行の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

3 の (1) に同じ。

イ 入札日時

平成 17 年 4 月 1 日（金）午後 1 時 30 分から

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1) の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県より競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、書留郵便により

競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、平成 17 年 4 月 1 日午前 9 時 30 分までに和歌山県企画部 I T 推進局情報システム課へ必着するように行わなければならない。

7 入札方法

- (1) 入札金額は、レコード単価においてすること。
- (2) 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 5 に相当する金額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

8 入札保証金に関する事項

- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もるレコード単価の入札金額に 250,000 を乗じて得た額に消費税及び地方消費税の額を加えた額の 100 分の 5 以上の額の入札保証金を納付しなければならない。
- (2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。
- (3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第 167 条の 7 及び和歌山県財務規則（昭和 63 年和歌山県規則第 28 号）第 85 条から第 88 条までの規定の定めるところによる。

9 契約保証金に関する事項

- (1) 契約を締結する者は、その者の見積もるレコード単価の入札金額に 250,000 を乗じて得た額に消費税及び地方消費税の額を加えた額の 100 分の 10 以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第 167 条の 16 及び和歌山県財務規則第 92 条から第 95 条までの規定に定めるところによる。

10 入札の無効

本公告に示した競争入札に参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、指名停止措置を受けて指名停止期間中である者等入札時点で 2 に規定する資格のない者のした入札は、無効とする。

11 入札執行方法の細目

- (1) 入札の要件の細目については、入札説明書に記載するのとおりとする。
- (2) この入札の開札には、和歌山県企画部 I T 推進局情報システム課の職員が立ち会うものとする。
- (3) 落札者の決定は、和歌山県財務規則第 102 条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県企画部 I T 推進局情報システム課の職員にくじを引かせるものとする。
- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め 3 回までとする。
- (6) 第 1 回の入札において落札者が決定しなかった場合において、郵便による入札を行った者で 6 の（1）に規定する日時に入札の場所に出席していないものは、第 2 回以降の入札には、参加できないものとする。

12 契約書の要否

要

13 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

14 その他

- (1) この入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県企画部 I T 推進局情報システム課

イ 所在地

和歌山市雑賀屋町 1 番地

郵便番号 640-8249

電話番号 073-432-5655

（FAX 073-428-1136）

- (2) この入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) この入札は、平成 17 年 2 月和歌山県議会において、平成 17 年度和歌山県当初予算案が議決されなかった場合は、中止、延期または変更するものとする。

入 札 公 告

和歌山県庁南別館（仮称）建築工事の入札に参加を希望する者は、次により技術資料を提出されたく公募する。

平成 17 年 3 月 4 日

和歌山県知事 木 村 良 樹

1 工事の概要

- (1) 工事番号 平成 16 年度営第 40 号
 (2) 工事名 和歌山県庁南別館（仮称）建築工事
 (3) 工事場所 和歌山市湊通丁北 1 丁目地内
 (4) 工事概要 敷地面積 4,558.0 ㎡（既存立体駐車場分含む。）

施設概要 防災センター、分庁舎及びヘリポート

建築面積 1,195.9 ㎡

延べ床面積 11,429.0 ㎡

階数 10 階建

構造 鉄骨（C F T）造一部鉄筋コンクリート造

中間層免震構造及び耐震ラティス付ラーメン構造

- (5) 工期 平成 18 年 12 月 11 日まで
 (6) 予定価格 2,426,655,000 円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
 (7) 調査基準価格 2,062,656,750 円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
 (8) 施工形態 特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）
 (9) 本工事は、契約締結後に施工方法等コスト縮減となる提案を義務づける契約後 V E 方式工事である。

2 技術資料の提出を求める対象者に関する事項

次に掲げる要件をすべて満足する共同企業体であること。

- (1) 共同企業体の構成員は、次の要件をすべて満たしていること。

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

イ 和歌山県の発注する建設工事の競争参加資格を有する者であること。

ウ 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条に基づく建築工事業の特定建設業の許可を受け 5 年を経過している者であること。

エ 和歌山県内に主たる営業所（「主たる営業所」とは、建設業を営む営業所を統轄し、指揮監督する権限を有する 1 箇所の営業所をいう。以下同じ。）又は建設業法第 3 条第 1 項に規定する営業所を有する者であること。

オ 和歌山県建設工事等入札参加資格審査要綱（平成

15 年 10 月 14 日制定。以下「審査要綱」という。）

第 3 条第 2 項に規定する建築一式工事の総合点数が、和歌山県内に主たる営業所を有する者にあつては 850 点以上、その他の者にあつては 1,400 点以上であること。

カ 和歌山県建設工事等契約に係る指名停止等措置要綱（平成 16 年 8 月 1 日制定）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

キ 和歌山県建設工事暴力団排除対策措置要綱（平成 16 年 4 月 1 日制定）に基づく指名除外を受けていない者であること。

ク 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

- (2) 共同企業体の結成に当たっては、以下の要件をすべて満たしていること。ただし、各構成員は、2 以上の共同企業体の構成員となることはできない。

ア 一共同企業体の構成員数は、3 者であること。

イ 一構成員当りの出資比率は、20% 以上であること。

ウ 共同企業体の経営形態は、共同施工方式であること。

エ 一共同企業体の構成員には、和歌山県内に主たる営業所を有する者を 2 者含むこと。

オ 一共同企業体の代表幹事となる者は、審査要綱第 3 条第 2 項に規定する建築一式工事の総合点数が 1,400 点以上であること。

カ 一共同企業体の代表幹事となる者は、元請として平成 6 年度以降に延床面積が 6,000 ㎡以上の免震工法を採用した公共建築物（国、地方公共団体等が発注したもの。以下同じ。）の建築工事の施工実績（施工中のものを除く。）を有すること。

キ 一共同企業体の代表幹事となる者は、元請として平成 6 年度以降に延床面積が 6,000 ㎡以上の公共建築物の建築工事の主任技術者、監理技術者又は現場代理人（現場代理人については、施工時に監理技術者資格者証を有していた者に限る。）としての施工実績（施工中のものを除く。）をもつ、専任の監理技術者を配置すること。

ク 一共同企業体の代表幹事以外の構成員については、国家資格を有する主任技術者を専任で配置すること。

3 技術資料の作成及び提出に係る事項

- (1) 技術資料作成要領の交付

技術資料作成要領は、入札参加希望者に無料で次により交付する。

ア 交付期間 平成 17 年 3 月 4 日（金）から平成 17 年 3 月 18 日（金）までの土曜日、日曜日を除く日の午前 10 時から午後 4 時まで。

イ 交付場所 和歌山市小松原通一丁目 1 番地
和歌山県県土整備部都市住宅局公共建築課
電話 073-441-3244（直通）

（2）技術資料の提出方法

提出は、受付期限までに直接受付場所に持参するものとし、他の方法による提出は受け付けない。

（3）技術資料の受付期間及び受付場所

ア 受付期間 （1）のイに同じ。

イ 受付場所 （1）のイに同じ。

4 技術資料の審査に関する事項等

（1）指名審査について

指名に係る審査基準は、和歌山県建設工事指名競争入札参加者指名要綱（平成 15 年 8 月 25 日制定）に基づき審査するものとする。

（2）技術資料の審査に関する事項

技術及び指名審査を行うに際し、施工実績及び技術者評価については、提出された技術資料で判断する。

なお、その際の着目点は以下のとおり。

評価項目	着目点
ア 施工実績	代表幹事 元請として平成 6 年度以降に延床面積が 6,000㎡以上の免震工法を採用した公共建築物の建築工事の施工実績（施工中のものを除く。）
イ 技術者評価	代表幹事 配置予定技術者の元請として平成 6 年度以降に延床面積が 6,000㎡以上の公共建築物の建築工事の施工実績（施工中のものを除く。） 配置予定技術者の資格（監理技術者） 代表幹事以外の構成員 配置予定技術者の資格（主任技術者）

5 低入札価格調査に関する事項

低入札価格調査を受けた者との契約については、契約の保証の額を請負金額の 10 分の 3 以上とする。

6 指名業者の公表について

指名業者については、入札執行後に公表するものとする。

入札公告

和歌山県庁南別館（仮称）電気設備工事の入札に参加を

希望する者は、次により技術資料を提出されたく公募する。

平成 17 年 3 月 4 日

和歌山県知事 木村良樹

1 工事の概要

（1）工事番号 平成 16 年度営第 40 号-1

（2）工事名 和歌山県庁南別館（仮称）電気設備工事

（3）工事場所 和歌山市湊通丁北 1 丁目地内

（4）建物概要 敷地面積 4,558.0 ㎡（既存立体駐車場分含む。）

施設概要 防災センター、分庁舎及びヘリポート

建築面積 1,195.9 ㎡

延べ床面積 11,429.0 ㎡

階数 10 階建

構造 鉄骨（CFT）造一部鉄筋コンクリート造

中間層免震構造及び耐震ラティス付ラーメン構造

（5）工事内容 受変電設備、非常用発電設備、直流電源設備、幹線設備、動力設備、電灯設備、弱電設備、自動火災報知設備、屋外電気設備他

（6）工期 平成 18 年 12 月 11 日まで

（7）予定価格 708,813,000 円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

（8）調査基準価格 602,491,050 円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

（9）施工形態 特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）

2 技術資料の提出を求める対象者に関する事項

次に掲げる要件をすべて満足する共同企業体であること。

（1）共同企業体の構成員は、次の要件をすべて満たしていること。

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

イ 和歌山県の発注する建設工事の競争参加資格を有する者であること。

ウ 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条に基づき電気工事の特定建設業の許可を受け 5 年を経過している者であること。

エ 和歌山県内に主たる営業所（「主たる営業所」とは、建設業を営む営業所を統轄し、指揮監督する権限を有する 1 箇所の営業所をいう。以下同じ。）又

は建設業法第 3 条第 1 項に規定する営業所を有する者であること。

オ 和歌山県建設工事等入札参加資格審査要綱（平成 15 年 10 月 14 日制定。以下「審査要綱」という。）第 3 条第 2 項に規定する電気工事の総合点数が、和歌山県内に主たる営業所を有する者にあつては 800 点以上、その他の者にあつては 1, 300 点以上であること。

カ 和歌山県建設工事等契約に係る指名停止等措置要綱（平成 16 年 8 月 1 日制定）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

キ 和歌山県建設工事暴力団排除対策措置要綱（平成 16 年 4 月 1 日制定）に基づく指名除外を受けていない者であること。

ク 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(2) 共同企業体の結成に当たっては、以下の要件をすべて満たしていること。ただし、各構成員は、2 以上の共同企業体の構成員となることはできない。

ア 一共同企業体の構成員数は、3 者であること。

イ 一構成員当りの出資比率は、20%以上であること。

ウ 共同企業体の経営形態は、共同施工方式であること。

エ 一共同企業体の構成員には、和歌山県内に主たる営業所を有する者を 2 者含むこと。

オ 一共同企業体の代表幹事となる者は、審査要綱第 3 条第 2 項に規定する電気工事の総合点数が 1, 300 点以上であること。

カ 一共同企業体の代表幹事となる者は、元請として平成 6 年度以降に延床面積が 6, 000 ㎡以上の免震工法を採用した公共建築物（国、地方公共団体等が発注したもの。以下同じ。）の電気設備工事の施工実績（施工中のものを除く。）を有すること。

キ 一共同企業体の代表幹事となる者は、元請として平成 6 年度以降に延床面積が 6, 000 ㎡以上の公共建築物の電気設備工事の主任技術者、監理技術者又は現場代理人（現場代理人については、施工時に監理技術者資格者証を有していた者に限る。）としての施工実績（施工中のものを除く。）をもつ、専任の監理技術者を配置すること。

ク 一共同企業体の代表幹事以外の構成員については、国家資格を有する主任技術者を専任で配置する

こと。

3 技術資料の作成及び提出に係る事項

(1) 技術資料作成要領の交付

技術資料作成要領は、入札参加希望者に無料で次により交付する。

ア 交付期間 平成 17 年 3 月 4 日（金）から平成 17 年 3 月 18 日（金）までの土曜日、日曜日を除く日の午前 10 時から午後 4 時まで。

イ 交付場所 和歌山市小松原通一丁目 1 番地

和歌山県県土整備部都市住宅局公共建築課

電話 073-441-3244（直通）

(2) 技術資料の提出方法

提出は、受付期限までに直接受付場所に持参するものとし、他の方法による提出は受け付けない。

(3) 技術資料の受付期間及び受付場所

ア 受付期間 (1) のアに同じ。

イ 受付場所 (1) のイに同じ。

4 技術資料の審査に関する事項等

(1) 指名審査について

指名に係る審査基準は、和歌山県建設工事指名競争入札参加者指名要綱（平成 15 年 8 月 25 日制定）に基づき審査するものとする。

(2) 技術資料の審査に関する事項

技術及び指名審査を行うに際し、施工実績及び技術者評価については、提出された技術資料で判断する。

なお、その際の着目点は以下のとおり。

評価項目	着 目 点
ア 施工実績	代表幹事 元請として平成 6 年度以降に延床面積が 6,000 ㎡以上の免震工法を採用した公共建築物の電気設備工事の施工実績（施工中のものを除く。）
イ 技術者評価	代表幹事 配置予定技術者の元請として平成 6 年度以降に延床面積が 6,000 ㎡以上の公共建築物の電気設備工事の施工実績（施工中のものを除く。） 配置予定技術者の資格（監理技術者） 代表幹事以外の構成員 配置予定技術者の資格（主任技術者）

5 低入札価格調査に関する事項

低入札価格調査を受けた者との契約については、契約の保証の額を請負金額の 10 分の 3 以上とする。

6 指名業者の公表について

指名業者については、入札執行後に公表するものとする。

入 札 公 告

和歌山県庁南別館（仮称）機械設備工事の入札に参加を希望する者は、次により技術資料を提出されたく公募する。

平成 17 年 3 月 4 日

和歌山県知事 木 村 良 樹

1 工事の概要

- (1) 工事番号 平成 16 年度営第 40 号-2
- (2) 工事名 和歌山県庁南別館（仮称）機械設備工事
- (3) 工事場所 和歌山市湊通町北 1 丁目地内
- (4) 建物概要 敷地面積 4,558.0 ㎡（既存立体駐車場分含む。）

施設概要 防災センター、分庁舎及びヘリポート

建築面積 1,195.9 ㎡

延べ床面積 11,429.0 ㎡

階数 10 階建

構造 鉄骨（C F T）造一部鉄筋コンクリート造

中間層免震構造及び耐震ラティス付ラーメン構造

- (5) 工事内容 給排水衛生設備、空気調和設備（都市ガス及びプロパンガス 2 系統）、昇降機設備工事他

- (6) 工期 平成 18 年 12 月 11 日まで

- (7) 予定価格 1,098,720,000 円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

- (8) 調査基準価格 933,912,000 円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

- (9) 施工形態 特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）

- (10) 本工事は、契約締結後に施工方法等コスト縮減となる提案を義務づける契約後 V E 方式工事である。

2 技術資料の提出を求める対象者に関する事項

次に掲げる要件をすべて満足する共同企業体であること。

- (1) 共同企業体の構成員は、次の要件をすべて満たしていること。

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

イ 和歌山県の発注する建設工事の競争参加資格を有する者であること。

ウ 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条に基づく管工事業の特定建設業の許可を受け 5 年を経過

している者であること。

エ 和歌山県内に主たる営業所（「主たる営業所」とは、建設業を営む営業所を統轄し、指揮監督する権限を有する 1 箇所の営業所をいう。以下同じ。）又は建設業法第 3 条第 1 項に規定する営業所を有する者であること。

オ 和歌山県建設工事等入札参加資格審査要綱（平成 15 年 10 月 14 日制定。以下「審査要綱」という。）第 3 条第 2 項に規定する管工事の総合点数が、和歌山県内に主たる営業所を有する者にあつては 800 点以上、その他の者にあつては 1, 300 点以上であること。

カ 和歌山県建設工事等契約に係る指名停止等措置要綱（平成 16 年 8 月 1 日制定）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

キ 和歌山県建設工事暴力団排除対策措置要綱（平成 16 年 4 月 1 日制定）に基づく指名除外を受けていない者であること。

ク 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

- (2) 共同企業体の結成に当たっては、以下の要件をすべて満たしていること。ただし、各構成員は、2 以上の共同企業体の構成員となることはできない。

ア 一 共同企業体の構成員数は、3 者であること。

イ 一 構成員当りの出資比率は、20% 以上であること。

ウ 共同企業体の経営形態は、共同施工方式であること。

エ 一 共同企業体の構成員には、和歌山県内に主たる営業所を有する者を 2 者含むこと。

オ 一 共同企業体の代表幹事となる者は、審査要綱第 3 条第 2 項に規定する管工事の総合点数が 1, 300 点以上であること。

カ 一 共同企業体の代表幹事となる者は、元請として平成 6 年度以降に延床面積が 6, 000 ㎡以上の免震工法を採用した公共建築物（国、地方公共団体等が発注したもの。以下同じ。）の機械設備工事の施工実績（施工中のものを除く。）を有すること。

キ 一 共同企業体の代表幹事となる者は、元請として平成 6 年度以降に延床面積が 6, 000 ㎡以上の公共建築物の機械設備工事の主任技術者、監理技術者又は現場代理人（現場代理人については、施工時に監理技術者資格者証を有していた者に限る。）として

の施工実績（施工中のものを除く。）をもつ、専任の監理技術者を配置すること。

ク 一 共同企業体の代表幹事以外の構成員については、国家資格を有する主任技術者を専任で配置すること。

3 技術資料の作成及び提出に係る事項

(1) 技術資料作成要領の交付

技術資料作成要領は、入札参加希望者に無料で次により交付する。

ア 交付期間 平成 17 年 3 月 4 日（金）から平成 17 年 3 月 18 日（金）までの土曜日、日曜日を除く日の午前 10 時から午後 4 時まで。

イ 交付場所 和歌山市小松原通一丁目 1 番地
和歌山県県土整備部都市住宅局公共建築課
電話 073-441-3244（直通）

(2) 技術資料の提出方法

提出は、受付期限までに直接受付場所に持参するものとし、他の方法による提出は受け付けない。

(3) 技術資料の受付期間及び受付場所

ア 受付期間 (1) のアに同じ。

イ 受付場所 (1) のイに同じ。

4 技術資料の審査に関する事項等

(1) 指名審査について

指名に係る審査基準は、和歌山県建設工事指名競争入札参加者指名要綱（平成 15 年 8 月 25 日制定）に基づき審査するものとする。

(2) 技術資料の審査に関する事項

技術及び指名審査を行うに際し、施工実績及び技術者評価については、提出された技術資料で判断する。

なお、その際の着目点は以下のとおり。

評価項目	着目点
ア 施工実績	代表幹事 元請として平成 6 年度以降に延床面積が 6,000㎡以上の免震工法を採用した公共建築物の機械設備工事の施工実績（施工中のものを除く。）
イ 技術者評価	代表幹事 配置予定技術者の元請として平成 6 年度以降に延床面積が 6,000㎡以上の公共建築物の機械設備工事の施工実績（施工中のものを除く。） 配置予定技術者の資格（監理技術者） 代表幹事以外の構成員 配置予定技術者の資格（主任技術者）

5 低入札価格調査に関する事項

低入札価格調査を受けた者との契約については、契約

の保証の額を請負金額の 10 分の 3 以上とする。

6 指名業者の公表について

指名業者については、入札執行後に公表するものとする。

正 誤

正 誤

平成 17 年 2 月 1 日付け和歌山県報第 1628 号和歌山県告示第 106 号中

ページ	段	行目	誤	正
5	左	上から 8	同所字の々浦 42 番地 5	同所字の、浦 42 番地 5
		上から 9	同所字端網掛 1276 番地	同所字端鋼掛 1276 番地
	右	上から 6	同所字の々浦 2 番地の 2 の地内	同所字の、浦 2 番地の 2 の地内
		上から 7	同所字の々浦 42 番地 5	同所字の、浦 42 番地 5
		上から 8	同所字端網掛 1276 番地	同所字端鋼掛 1276 番地

正 誤

平成 17 年 2 月 1 日付け和歌山県報第 1628 号和歌山県告示第 107 号中

ページ	段	行目	誤	正
6	左	上から 10	由良町網代 16 番地 4	由良町大字網代 16 番地 4
		上から 15	同所字の々浦 42 番地 5	同所字の、浦 42 番地 5
		上から 16	同所字端網掛 1276 番地	同所字端鋼掛 1276 番地
		下から 1	同所字の々浦 2 番地の 2 の地内	同所字の、浦 2 番地の 2 の地内
	右	上から 1	同所字の々浦 42 番地 5	同所字の、浦 42 番地 5
		上から 2	同所字端網掛 1276 番地	同所字端鋼掛 1276 番地